

(整理番号 614)

大阪地方最低賃金審議会

令和6年度第1回大阪府自動車小売業最低賃金専門部会 議事要旨

1 日 時 令和6年8月22日(木)
午後5時00分から同6時15分

2 場 所 大阪合同庁舎第2号館9階 共用会議室B

3 出席者

公益を代表する委員	3名
労働者を代表する委員	3名
使用者を代表する委員	2名

4 議 事

- (1) 部会長及び部会長代理の選出について
- (2) 審議の進め方について
- (3) 審議資料について
- (4) 大阪府自動車小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について

5 議事要旨

- (1) 部会長に岸本委員、部会長代理に表田委員が選出された。
- (2) 今年度の大阪府自動車小売業最低賃金専門部会については、運営規程のとおり会議及び議事録は非公開、議事要旨のみ公開、審議資料については、専門部会終了後公開とするとの確認が行われた。
- (3) 事務局から専門部会における改正決定の必要性の有無の審議の進め方について説明が行われた。
- (4) 事務局から審議資料について説明が行われた。
- (5) 大阪府自動車小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、労使から以下の主張が行われた。
 - 労働者代表委員からは、労働者の生活安定に伴う労働力の質的向上及び自動車産業の魅力向上による人材の確保と永続的発展を果たすためには産業にふさわしい最低賃

金水準の底上げを図る必要がある。未組織労働者や非正規労働者を含めた全ての労働者の賃金の底上げを図るためにも最低賃金の取組みは重要。自動車総連大阪販売部門の組合の多くが賃金引上げ回答であり、使用者も最低賃金の意義を理解している等の理由から改正の必要有りとの主張があった。

- 使用者代表委員からは、今後、自動車販売台数の全需拡大は見込めない状況。原材料費や労務費の価格転嫁できていない企業が相当数ある。物価上昇や人材確保の観点から賃金引上げは重要であるが、特賃の設定とは別問題。各社で企業体力に見合う賃上げをすべき等の理由から改正の必要無しとの主張があった。

(6) 次回は、本日の議論を踏まえ、引き続き審議を進める旨労使双方にて確認され、審議は終了した。